

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月11日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第3号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の151.5」を「100分の150.25」に、「100分の382.5」を「100分の378.75」に改め、同項第2号中「100分の116」を「100分の114.75」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の137」を「100分の135.75」に、「100分の151.5」を「100分の150.25」に改め、同項第3号中「100分の104.5」を「100分の103.25」に、「100分の124.5」を「100分の123.25」に改め、同項第4号中「100分の96」を「100分の94.75」に、「100分の115」を「100分の113.75」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の116」を「100分の114.75」に、「100分の137」を「100分の135.75」に改め、同項第2号中「100分の104.5」を「100分の103.25」に、「100分の124.5」を「100分の123.25」に改め、同項第3号中「100分の96」を「100分の94.75」に、「100分の115」を「100分の113.75」に改める。

第25条第1項第1号中「100分の90」を「100分の88.75」に、「100分の270」を「100分の266.25」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の78.75」に改め、同項第3号中「100分の73.5」を「100分の7

2.25」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

陳真口米